

特定区域における産業の活性化に関する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 18 号

特定区域における産業の活性化に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、特定区域において工場の新設又は増設を促進することによる産業の活性化を図り、もって本県経済の発展並びに雇用及び就業の機会の創出に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定区域 次のいずれかに該当する地域の全部又は一部であつて、知事が指定したものをいう。

ア 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第 3 条第 1 項に規定する工場立地調査簿に記載された工場適地

イ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 9 条第 10 項に規定する準工業地域、同条第 11 項に規定する工業地域又は同条第 12 項に規定する工業専用地域

ウ 農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）第 5 条第 1 項又は第 2 項に規定する実施計画において工業等を導入すべき地区として定められた地域

エ 県、市町村又は土地開発公社が工場立地を目的として造成した地域

オ アからエまでに掲げる地域に準ずる地域として知事が認める地域

(2) 特例対象設備 製造業の用に供するため平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に県内において新設され、又は増設された一の生産設備（規則で定めるものに限る。）であつて、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 特定区域内に設置されたものであること。

イ 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 40 号又は法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 40 号に規定する青色申告書を提出する個人又は法人が取得したものであること。

ウ 当該生産設備を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 6 条第 1 号から第 7 号まで又は法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 13 条第 1 号から第 7 号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が 5,000 万円以上であること。

エ 当該生産設備を製造業の用に供したことに伴って県内で増加する雇用者（県内に住所を有する者であつて、規則で定めるものに限る。）が 5 人以上であること。

(基本指針)

第 3 条 知事は、特定区域における産業の活性化に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 特定区域の意義に関する事項

(2) 特定区域の指定に関する事項

(3) 県が講ずる施策に関する事項

(4) 市町村が講ずることが望ましい施策に関する事項

3 知事は、基本指針を定めたときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

(特定区域の指定等)

第 4 条 特定区域の指定は、規則で定めるところにより、市町村長の申請に基づき知事が行うものとする。

2 知事は、特定区域を指定したときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

3 前 2 項の規定は、特定区域の変更について準用する。

(個人の事業税の課税免除及び不均一課税)

第 5 条 特例対象設備を取得した個人の当該特例対象設備を事業の用に供した日の属する年以後 3 年以内の各年（以下この項において「課税免

除期間」という。)の事業税の課税標準となるべき所得金額のうち、当該特例対象設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額(以下「対象所得」という。)に対する事業税については、課税を免除し、当該課税免除期間の翌年以後2年以内の各年の対象所得に対する事業税については、岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号。以下「県税条例」という。)の事業税の税率に関する規定にかかわらず、当該規定による税率に2分の1を乗じて得た税率を適用する。

2 前項の規定による課税免除及び不均一課税は、県税条例第50条第1項の規定による申告書(県税条例第51条の規定に基づいて提出されたものとみなされる申告書を含む。)により申告された所得金額を基準として計算した対象所得を限度として適用する。

(法人の事業税の課税免除及び不均一課税)

第6条 特例対象設備を取得した法人の当該特例対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から起算して3年以内に終了する各事業年度(以下この項において「課税免除期間」という。)の事業税の課税標準となるべき所得金額、付加価値額及び資本等の金額又は収入金額のうち、当該特例対象設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額(以下「対象所得等」という。)に対する事業税については、課税を免除し、当該課税免除期間の終了の日の翌日から起算して2年以内に終了する各事業年度の対象所得等に対する事業税については、県税条例の事業税の税率に関する規定にかかわらず、当該規定による税率に2分の1を乗じて得た税率を適用する。

2 前項の規定による課税免除及び不均一課税は、県税条例第47条第1項(第1号に係る部分に限る。)から第5項までの規定により提出する申告書により申告された所得金額、付加価値額及び資本等の金額又は収入金額を基準として計算した対象所得等を限度として適用する。

(不動産取得税の課税免除)

第7条 特例対象設備のうち工場用の家屋及びその敷地である土地の取得(その所在する区域が特定区域として指定された日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の取得又は建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対する不動産取得税については、課税を免除する。

(課税免除等の申請手続)

第8条 前3条の規定により県税の課税免除及び不均一課税(以下「課税免除等」という。)の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除等の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、第5条第2項又は第6条第2項の申告書の提出期限まで(課税免除等が不動産取得税の課税免除に限られる場合にあつては、個人にあつては特例対象設備を製造業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日まで、法人にあつては特例対象設備を製造業の用に供した日の属する事業年度終了の日から2月以内)に、課税免除等の適用を受けようとする県税の課税地を所管する広域振興局又は地方振興局長(以下「局長」という。)に提出しなければならない。

(課税免除等の決定及び通知)

第9条 局長は、前条の規定による申請書の提出があつた場合は、その申請内容について調査し、課税免除等の可否を決定するものとする。

2 局長は、前項の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(適用除外)

第10条 第5条から第7条までの規定は、過疎地域における県税の課税免除に関する条例(昭和45年岩手県条例第32号)又は農村地域における県税の課税免除に関する条例(昭和46年岩手県条例第41号)の規定による課税免除の対象となつた特例対象設備には、適用しない。

(補助金の交付等)

第11条 知事は、特定区域において工場を新設し、又は増設する個人又は法人に対し、基本指針に基づき、予算の範囲内で、補助金の交付又は融資を行うことができる。

(体制の整備)

第12条 県は、工場の新設又は増設に関する申請、届出その他の手続等を迅速に処理するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(補則)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。